工事成績評定の改正について

国土交通省　大臣官房　技術調査課
工事監視官　八木　裕人

1．はじめに

公共工事における入札契約方式が、指名競争から一般競争に変わるとともに、総合評価落札方式の採用、拡大が進んでいる。

このような状況下において、受注者が施工した工事に対する成績評定が、入社契約時において活用されるなど、重要性が一段と高まっている。このため工事間の技術力の差をこれまで以上に明確に評価できる成績評定とするため、請負工事成績評定要領（以下、「評定要領」）の改正を行った。

改正した評定要領は、今年の４月１日以降に行う中間技術検査及び完成検査から適用している。

2．適正化法

工事成績評定は、公共工事における入札及び契約の適正化を目的として、平成12年11月より施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、「適正化法」）に明確に位置づけられ、それに基づいて平成13年３月に評定要領が制定された。

適正化法は、入札及び契約の適正化を図ることを目的として、公共工事の適正な施工を確保するなどの指針を定め、工事の施工状況の評価を適切に行うこととしている。

適正化法における工事成績評定については、以下の４項目が明記されており、これに基づいて工事成績評定は、適切に実施されることとなる。

① 受注者を適正に選定するため、工事成績評定に努めること。
② 工事成績評定にあたっては、あらかじめ要領の策定・公表を行うこと。
③ 工事成績評定の結果を受注者に対し通知するとともに、公表すること。
④ 評定の苦情については、発注者が適切に説明するとともに、さらに不服のあるものについては、中立、公正に処理すること。

3．品確法

適正化法に基づいて制定された評定要領は、公共工事の品質確保を目的として平成17年４月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」）により、さらなる工事の施工状況の確認・評価を行うことが求められることとなった。

品確法では、工事の品質を確保していく上で、工事成績評定において受注者・技術者の技術力を評価する技術検査が明確に位置づけられた。

品確法における施工状況の確認・評価に対しては、以下の５項目が明記されており、これに基づいて工事成績評定及び評定要領を改正する運びとなった。

① 工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を適正に行うこと。
② 工事成績評定を適切に行うために、必

要な要領・技術基準を策定すること。

③ 工事成績評定については、国と地方公共団体の連携により、評定項目の標準化に努めること。

④ 適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（＝技術検査）を行うこと。

⑤ 技術検査の結果については、受注者に通知するとともに、成績評定に反映すること。

4．工事成績評定

入札契約方式が従来の方式から大きく様変わりし、工事成績評定の重要性が高まるとともに、適正化法及び品確法の施行により、工事成績評定は法的にも明確に位置づけられ、工事成績評定を活用した様々な施策が実施されている。

改正された評定要領では、工事の成績評定は中間技術検査及び完成検査の終了後、総括技術評価官（通常、事務所長）、主任技術評価官（通常、出張所長）、技術検査官（通常、事務所の工事品質管理官）の３名で実施することとしている。

評定要領に基づいて評定された工事の成績評定点は、企業の格付け及びその後発注される工事の競争参加資格審査等に活用されている。

工事成績評定における評定の項目は、表－１のとおりである。

5．評定要領の改正

今回の評定要領の改正は、これまでの評定要領に基づいて実施した評定について項目毎の分析を行い、工事間の技術力の差をより明確にするなど、品確法の主旨に沿うよう行った。

見直しのポイントとしては、受注者・技術者のきめ細かな技術力の評価と、総合評価落札方式における技術提案を履行した場合、次の入札契約時へのインセンティブの付与である。

見直しの具体的な内容については、表－２のとおりであり、改正された工事成績評定は、表－３のとおりである。

表－１（工事成績評定項目）

項　　目	細　　別	評定概要
１．施工体制	Ⅰ　施工体制一般	施工体制の適切性
	Ⅱ　配置技術者	現場代理人等の配置、現場指導、施工状況の把握　等
２．施工状況	Ⅰ　施工計画	施工計画と現場施工の状況、出来形管理　等
	Ⅱ　工程管理	工程管理の状況、工期　等
	Ⅲ　安全対策	工事安全への取り組み、安全教育の実施状況　等
	Ⅳ　対外関係	関係機関との調整状況、地元対応、関連工事との調整　等
３．出来形及び出来映え	Ⅰ　出来形	設計図書との対比（規格値）　等
	Ⅱ　品質	品質管理の状況（ミルシート　等）　等
	Ⅲ　出来映え	仕上がり具合（端部や接続部　等）、均一性　等
４．高度技術	Ⅰ　高度技術力	厳しい自然条件・社会条件への対応状況　等
５．創意工夫	Ⅰ　創意工夫	施工や品質管理、安全管理等における工夫の有無
６．社会性等	Ⅰ　地域への貢献等	環境保全への取組、ボランティア活動への参加　等
７．法令遵守等		工事施工上の指名停止等の措置の有無

表－2　工事成績評定の改正のポイント

	項　目	現　状	見直し
きめ細かな技術力評価	①評価段階の細分化	○ これまでの5段階評価（又は3段階）では、一段階評価が異なることによる評定点の差異が大きく、特定の段階の評価に偏る傾向があった。	●評価段階を細分化し、きめ細かな評価を行えるように変更する。 技術検査官：出来形、品質　5段階⇒7段階評価 総括技術評価官：地域への貢献　3段階⇒5段階
	②評点配分の見直し	○ 一部の考査項目については、評価が特定の段階に偏っていた。	●バラツキが少ない考査項目の配点を減じ、バラツキの大きい考査項目の配点を増やす。
	③「高度技術」の 見直し （「工事特性」に変更）	○ 都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、その履行が的確に行われた場合に、より積極的に評価することが望まれている。	● 特異な技術といった観点から施工困難等の工事特性への対応を評価する観点に評価対象項目の記述を見直す。 ● 「高度技術」から「工事特性」に名称を変更する。 ● より広い視野からの評価とするため評定者を主任技術評価官から総括技術評価官へ変更する。
技術提案実施へのインセンティブ付与	④技術提案履行の確認評価	○ 現行の成績評定要領策定時（平成13年）に比べて、総合評価落札方式が大幅に普及している。 ○ 技術提案の履行状況を以降の工事発注へ活用することが望まれている。	●検査時に技術提案の確認評価を行う項目を追加する。

表－3　工事成績評定採点表の見直し

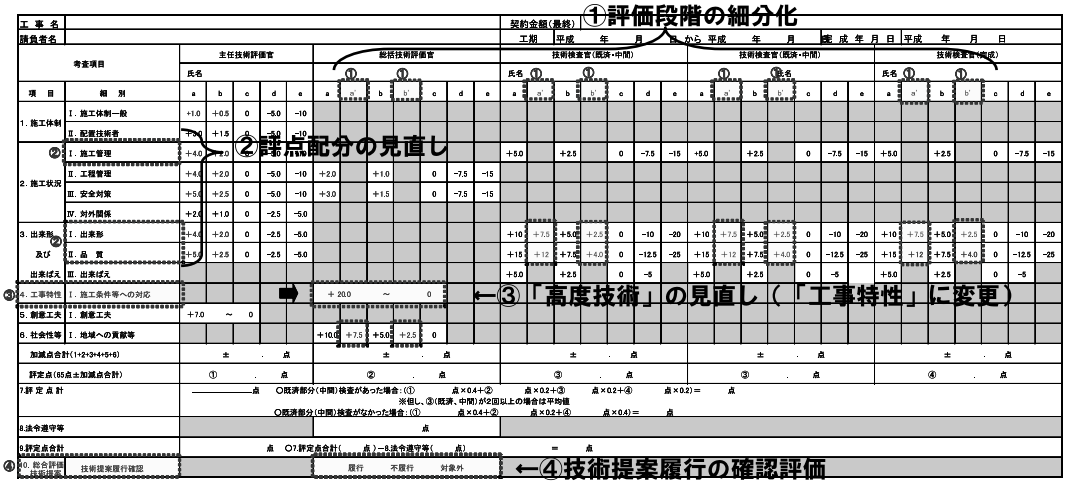

表－2における改正のポイント①から④は、表－3の①から④に示す内容である。

6．おわりに

改正した評定要領は、今年4月からの運用であり、まだ上半期が終わった段階で完成した工事の件数は少なく、改正した評定要領に基づく成績評定も多くない。

しかし、検査が集中する年度末に向けて、改正した評定要領による成績評定がどのような傾向を示し、改正した項目がその目的に適っているかどうかの分析を行い、適切な工事の成績評定が出来るよう努めていくものである。